

コーポレート・ガバナンスに関する開示、議論

金融審議会・ディスクロージャーWG
 去る12月1日、金融審議会は

第4回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催

G報告書でも取締役会等の活動状況の開示率は低い。有報で開示すべき」といった意見が出された。

図表②については、賛同意見が多いなか、「KAMについては、監査役が異なる意見をもつ場合に開示すればよいのでは」との意見も聞かれた。

図表③については、「政策保有株式を持つこと自体が例外で経済合理性が乏しい」、「純投資目的と政策保有の区分が不明確。開示すべき」といった意見が聞かれた。

委員の意見

委員からは、大きな方向性への賛意が多く聞かれた。

個別論点では、図表①について、「有報による法定開示によって、開示が委縮するのでは」、「C

会計

株式報酬に関する会計基準等の整備、検討へ

—基準諮問会議、ASBJ

去る11月29日、企業会計基準委員会は第43回基準諮問会議を開催した。

日本公認会計士協会（JICPA）より、昨今のインセンティブ報酬導入企業の増加を踏まえ、株式報酬に関する会計処理および開示の取扱いの整備を求める提案がなされ、今後の対応について検討が行われた。

提案内容

株式報酬については、複数のテーマが含まれると考えられる

ため、事務局がテーマごとに分類し、今後の議論の方向性について説明された。各取扱いに関する提案の主な内容と事務局対応案は次のとおり。

(1) いわゆる現物出資構成による取引

改正会社法の施行に伴い、取締役の報酬等として新株の発行または自己株式の処分を行う際は、金銭の払込みを要しないこととされ、施行後においていわゆる現物出資構成による取引の

(図表) コーポレート・ガバナンスの開示に関する論点

①取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況	指名委員会・報酬委員会等の機能発揮の状況に関する開示の必要性・重要性が増しているなか、次の項目についてどう考えるか。 ・有報において取締役会、指名委員会・報酬委員会それぞれの活動状況の記載欄を設ける ・各企業で委員会の役割・権限等に幅があることを踏まえ、まずは「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」を記載事項としつつ、各企業の創意工夫を生かした開示を促す ・その際の、一部の上場企業におけるこれまでの任意開示の取組みを受け止められる枠組み
② 監査に対する信頼性確保	企業における監査役会等や内部監査部門の機能発揮も重要とされるなか、たとえば、次の事項の開示を促すことについて、どのように考えるか。 ・ 監査上の主要な検討事項(KAM)についての監査役等の検討の説明 ・ 監査役等の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明 ・ デュアルレポートの有無を含む監査の実効性の説明
③ 政策保有株式等	政策保有株式等に関して、たとえば「業務提携等を行っている場合の説明」、「政策保有株式の議決権行使の基準の説明」の開示について、どのように考えるか。 ・ 純投資目的の株式についても、重要性を考慮しつつ、一定の開示を求めるべきか。

財務省法人企業統計調査

—令和3年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和3年12月1日に発表した令和3年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,883社 (18,982社)
 回答率 70.5% (70.7%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、323兆5,651億円で、対前年同期増加率(以下、「増収率」という)は4.6%となりました。

業種別にみると、製造業は9.7%、非製造業は2.6%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業はともに増益

経常利益は、16兆7,508億円で、増加率は35.1%となりました。

業種別にみると、製造業は71.0%、非製造業は17.0%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、10兆9,276億円で、増加率は1.2%となりました。

業種別にみると、製造業は0.9%、非製造業は1.4%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は9兆8,745億円で、増加率は2.2%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	2.7-9	10-12	3.1-3	4-6	7-9	
売上高					(実額)	
全産業	△11.5	△4.5	△3.0	10.4	3,235,651	4.6
製造業	△13.2	△5.4	△1.4	20.1	960,766	9.7
非製造業	△10.8	△4.1	△3.6	6.8	2,274,886	2.6
経常利益					(実額)	
全産業	△28.4	△0.7	26.0	93.9	167,508	35.1
製造業	△27.1	21.9	63.2	159.4	71,118	71.0
非製造業	△29.1	△11.2	10.9	64.2	96,391	17.0
設備投資					(実額)	
全産業	△10.6	△4.8	△7.8	5.3	109,276	1.2
	(△11.6)	(△6.1)	(△9.9)	(3.6)	(98,745)	(2.2)
製造業	△10.3	△8.5	△6.4	4.0	39,199	0.9
	(△11.4)	(△10.7)	(△6.6)	(4.4)	(35,817)	(1.3)
非製造業	△10.8	△2.6	△8.5	5.9	70,077	1.4
	(△11.6)	(△3.4)	(△11.5)	(3.2)	(62,929)	(2.7)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和3年10～12月期の調査票の提出期限は令和4年2月10日、結果の公表は令和4年3月2日の予定です。

実施が定かではなかったことから、本取引は実務対応報告41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用対象外とされた。

しかし、JICPAによると、改正会社法施行後においてもいわゆる現物出資構成による取引を採用している旨の適時開示が800社超でみられるという。

そのため、本取引についての取扱いを明確化するため、実務対応レベルでの対応を議論する。

(2) 現金決済型の株式報酬取引
現金決済型の株式報酬取引（株価連動型金銭報酬）については現在、会計基準等の定めがない状況にあり、整備が必要と考えられる。一方で、会計基準レベルのテーマではあるが、市場関係者に与える影響は限定的であると考えられること、後記(3)の議論に包含されることから、(3)とあわせて論点整理を行い、議論する。

(3) インセンティブ報酬
近時、さまざまな形態の報酬

スキームの導入が行われており、これに伴い多様な会計実務が生じるおそれがある。国際的な会計基準の取扱いも参考にしつつ、インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発について論点整理を行い、議論する。

事務局長の提案に対し、委員からはおおむね同意が得られた。他方で、IFRS2号との整合性についての指摘や、検討の優先順位に関する意見もあった。

その他の論点
前記の他に、日本基準の開発状況と、国際対応の状況についても説明が行われた。

第469回親委員会での報告
12月3日に開催された第469回企業会計基準委員会

で、本審議の報告が行われた。(1)について、実務対応専門委員会に新規テーマの評価が依頼され、了承された。(2)、(3)については、次回以降の基準諮問会議で議論される。

会計

改正リース基準におけるIFRS 16号の採入れ方針、再確認 — ASBJ

去る12月3日、企業会計基準委員会は第469回企業会計基準委員会を開催した。第467回親委員会(2021

ポジティブ・メンタルヘルス 感謝の効能

メンタルクリエイター 江口 毅

先日、故郷の商工会議所の記念講演会に登壇する機会をいただきました。商工会議所に勤める友人とのご縁で叶った故郷への凱旋講演でした。起業した頃から、大好きな故郷のために何か恩返しをしたいと思うようになり、ようやくその機会を得ることができました。本当にありがたいことです。

記念講演会当日とその翌日、友人やお世話になった人たちに会うことができました。緊急事態宣言下に会えなかったこともあり、再会の喜びもひとしおでした。そのときに、「ああ、私はこの人たちに支えられて子ども時代を過ごしました。今があるのだな」と素直に思いました。故郷への恩返しは叶ったからでしょうか、自然にそのような感謝の気持ちが湧いてきました。その後もご先祖様の前で自然と感謝の気持ちが湧き、墓前でその気持ちを伝えてきました。

振り返れば、本当にたくさんの人たちに支えられてきた人生でした。家族、友人、友人の家族、恩師、上司、同僚、部下、顧客、知人、旅先で出会った人など、今の自分があるのは、その人たちのおかげです。故郷での記念講演会をきっかけに、そのような人々への感謝の気持ちをあらためて感じる

ことができました。感謝の気持ちを保持すると、心が平穩になり、謙虚になり、不思議と力が漲ってくるのを感じます。また、自分は一人じゃないのだと感じたり、自分も誰かの支えになりた

いという気持ちが湧き起こってきたりします。実は、これらはポジティブ心理学で「感謝の効能」として示されていることです。前者が心理的効能で、後者が社会的効能といわれています。また、睡眠の質や免疫力が向上するといった身体的効能もあるといわれています。

感謝の気持ちを持つだけで、なぜこのような効能が得られるのでしょうか。ポジティブ心理学の見から、いくつかその理由を紹介します。

① 感謝の気持ちは、ポジティブ感情を継続させるから
私たちが日常で感じる喜び、嬉しさ、興奮などのポジティブ感情は、一時的なもので慣れてしまうものです。しかし、感謝の気持ちは、ポジティブ感情を継続させます。

② 感謝の気持ちは、ストレス耐性を高めるから
感謝の気持ちを抱いているときに、同時に恨み、怒り、嫉妬、後悔などのネガティブ感情を感じることは難しいです。つまり、感謝の気持ちを抱いているときは、ポジティブ感情だけに意識を集中させることができ、ネガティブ感情を軽減させることができます。また、ポジティブ心理学では、感謝の気持ちが抑うつ感を低減させることも示されています。これらの結果、ストレス耐性を高めることができます。

③ 感謝の気持ちは、自尊心を高めるから
感謝の気持ちを持つことによって、自分を支えてくれた人たちの存在を認め、自分が価値ある存在であると気づくことができます。そうすることで、私は私までよいのだと思え、自尊心が高まります。

*
このように、感謝の気持ちは私たちにさまざまな恩恵を与えてくれます。私たちは、自分一人の力でやったのだと驕ったり、周囲の人たちへの不平不満ばかり話したりしてしまうことがあります。そのような気持ちでいると、いずれ何かしらうまくいかなくなるものです。そんなときは、感謝の気持ちに意識を向けてみてはいかがでしょうか。きっと、あなたにとっても周囲の人にとっても、穏やかで心地よい時間が流れることでしょう。

年11月1日号(No.1626)情報ダイジェスト参照)に引き続き、リースに関する会計基準の改正において、借手の取扱いにIFRS16号の主要な定めの内容のみを採り入れる方針について、議論が行われた。

IFRS16号の詳細なガイダンスを含めずに主要な定めのみを採り入れる場合は、企業の財務諸表作成コストが大きくなり得る。そのため、結論の背景や設例で詳細なガイダンスを示すなどして、主要な定めとして採

会計

LIBOR参照金融商品に関する実務対応報告の適用期限を1年延長へ

—ASBJ、金融商品専門委

去る11月30日、企業会計基準委員会は第172回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議内容は次のとおり。

実務対応報告40号の取扱い

前回(2021年11月10日(No.1627)情報ダイジェスト参照)の議論を踏まえ、実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の取扱いについて、事務局から次の提案がなされた。

り入れない項目についてもIFRS16号と同じ適用結果となることを求めるべきとの意見が、これまでの議論で聞かれていた。事務局から、このような方向で開発する場合には、これまでの開発方針を変更することになるとの分析が示され、委員に方針の再確認が求められた。

委員からは、「簡素で利便性の高い基準開発を継続すべき」等の意見が聞かれ、開発方針を「変更しない共通認識が得られた」。

- (1) 米ドル建LIBORとそれ以外の通貨建LIBORを分けることなく、一律に実務対応報告40号の適用期限を1年間延長する。
- (2) シンセティックLIBORの取扱いに関して、実務対応報告40号で別途の記載を行わない。

(1)については、おおむね賛同が示された一方で、「2024

年3月31日以前に終了する事業年度まで延長すること」として

いる点に関して、専門委員から「この期限では、12月決算や2月決算の企業の準備期間が短くなり、不平等ではないか。事業年度ではなく、契約などで区切ることも検討してはどうか」と

いった指摘があった。事務局は「契約で区切ることは、実務的に難しいと考えている」との回答があった。

シンセティックLIBORについては、「現状、不確定な点も多いため、マーケットの状況等も踏まえ適宜議論していくことがよいのでは」との指摘があった。

第469回親委員会の審議

12月3日に開催された第469回企業会計基準委員会でも、審議が行われた。

委員からは、事務局案におおむね賛同の意見が示された。

また、米ドル建LIBORの公表停止時期のさらなる延期やシンセティックLIBORの公表について不確実性があるため、結論の背景で「必要な場合には改めて再確認を行う」旨の文案が示され、委員からは、賛意が示された。

可能ならば、次回(12月20日開催予定)に公開草案の公表議決を目指す方針。

会計

セキユリティ・トークン等に係る発生・消滅の認識の取扱い、検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る12月2日、企業会計基準委員会は第141回実務対応専門委員会を開催した。

電子記録移転有価証券表示権利(以下、「ST」という)等を保有する場合の発生認識および消滅の時期の取扱いについて、事務局の考察と検討の方向性について審議された。

すことにされていた。

しかし、ST等に関する私法上の扱いが必ずしも明らかではないことから、現行の有価証券の定めを適用すべきかを検討する必要があるとされた。

(1) 発生認識
有価証券等の売買契約では原則として約定日等に発生認識をすることになるが、ST等の売買契約では、約定日等がどの時点なのか必ずしも明確でないと考えられ、発生認識時点の判断に困難が生じる懸念がある。そこで、電子帳簿が書き換えられた日に発生認識を行うことも認める取扱いが提案された。

(2) 消滅認識
消滅の認識は発生と比べ、よ

り法的観点を踏まえた原則が定められている。そのため、一律に電子帳簿が書き換えられた時点で消滅の認識を行うことは、金融商品会計基準の基本的な考え方に反するものと考えられる。また、消滅の認識は譲渡

損益の発生を伴う。以上を考慮して、金融商品会計基準が定める原則に従う取扱いが提案された。

* 専門委員からは「発生につい

て簡便法を認めるのであれば、消滅についても認めるべきではないか」との指摘があった。事務局は「消滅の認識では、譲渡

国際会計

サプライヤー・ファイナンス契約に関するED、公表——IASB

去る11月26日、IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約、それに関連する負債、および当該契約がキャッシュ・フローに与える影響の透明性を高めるため、「サプライヤー・ファイナンス契約：IAS7号およびIFRS7号の改訂提案（以下、「公開草案」という）を公表した。

公開草案の内容

公開草案による提案によると、企業はサプライヤー・ファイナンス契約が、その関連する負債やキャッシュ・フロー、流

損益の二重計上のリスクの懸念もあり、原則どおりの取扱いを提案したが、検討する」とした。

動性リスクおよびリスク管理に及ぼす影響を評価することができるとする情報を開示することが求められている。このため公開草案は、IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」、およびIFRS7号「金融商品：開示」を改訂する提案をしている。公開草案により提案されている

国際会計

株式による役員報酬に関するSAB、公表——SEC

去る11月29日、SECはSAB (Staff Accounting Bulletin、職員会計公報) 120号を発行した。SABは、SECの正式な承認を受けたものではないが、SECスタッフの解釈と慣行を示したもので、米国基準の一部となる。

このSABは、役員に付与される「spring-loaded awards」の開示には、たとえば次がある。

- ・財務活動から生じる負債の変動について、サプライヤー・ファイナンス契約から生じたキャッシュを伴わない変動(たとえば、将来のキャッシュ・アウト・フローが財務活動からのキャッシュ・フローに分類される場合)
- ・個々のサプライヤー・ファイナンス契約の条件(たとえば、支払期限の延長や保証の提供)

コメント期限
公開草案に対するコメントは、2022年3月28日まで受け付けられている。

「ばね組込み式報奨」費用の適切な認識と開示についてのガイダンスを示している。「spring-loaded awards」は、予想を超える業績の決算公表や重要な取引などの情報を市場に公表する前に、会社がストック・オプションの付与または他の報奨を付与する場合の「株式を基礎にした報奨」である。

SECスタッフは、企業により役員に実際に支払われた報奨の測定にあたり、重要な非公開情報が公表されたときの影響を検討しなければならないと考えている。言い換えれば、予想される重要情報の公表により受取人が受け取る追加価値を反映する必要がないという誤った信念

で、「spring-loaded awards」を付与すべきではないということである。

このSABは、「報酬—株式報酬(トピック718)」に関連するガイダンスのその他の追加・修正を含んでおり、連邦官報への掲載日に発効する。

国際会計

外国企業説明責任法に伴う規則改正、公表——SEC

去る12月2日、SECは、外国企業説明責任法(Holding Foreign Companies Accountable Act)以下、「HFCAA」という)での提出と開示要求の導入のために、様式201-F(海外企業の年次報告書)などの規則の改正を公表した。

HFCAAは、2020年12月に、前米国大統領ドナルド・トランプにより署名され、外国企業に対して、外国政府の支配・管轄下にないこと、PCAOB(公開企業会計監視委員会)が監査を実施できない状態が3年継続した場合の証券取引の禁止などを規定している。

SECは対象となる発行者を特定し(2020年12月18日以降開始した年度について特定)、特定された登録者は2022年12月期を対象とした年次報告書について提出または開示要求を遵守する必要がある。当該発行者は、海外の政府により所有または管理されていないことを示す文書をSECに提出することが要求される。

改正は官報掲載された30日後に発効する。

米国に上場しながら、担当海外会計事務所が企業改革法での

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年12月2日	「法人の青色申告の承認の取消しについて」の一部改正について(事務運営指針)	国税庁	電子帳簿保存法の一部改正に伴い、所要の整備を図るもの。電子帳簿保存法の要件に従っていない場合における青色申告の承認の取消し等の改正が行われている。 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/21xxxx/01.htm	—
2021年12月3日	定年を延長した場合に一部の従業員に対してその延長前の定年に達したときに支払う一時金の所得区分について(文書回答事例)	国税庁	高年齢者安定雇用の確保や労働組合の要望を踏まえて従業員の定年を延長し、希望者には延長前の定年時に退職一時金の代わりに一時金を支給するが、これを退職所得として取り扱ってよいかとの照会に対し、所得税基本通達30-2(5)の要件に当てはまり、退職所得となると回答したものの。 https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/gensenshotoku/211111/index.htm	—

金融

利上げまでの道を急ぐ米FRB

パウエル米連邦準備制度理事 議会証言の直後は、NYダウ、米国債ともに相場が急落、市場上院で行われた議会証言のなかで、これまでの政策を修正する内容の発言を行った。米経済の強さとインフレ懸念の高まりを強調するとともに、新型コロナウイルス「オミクロン株」の出現が、雇用と経済活動の下振れリスクとなり、インフレ懸念を高めていると指摘した。

これは、変異株の影響で個人の労働意欲が後退し供給網の混乱が強まるため、総需要に対応する水準にまで供給側が追いつけずに起こる物価上昇への懸念とされる。この結果、11月の連邦公開市場委員会（FOMC）時点の政策だった、月額1、200億ドルの資産購入ペースを月額150億ドルずつ減らす計画を前倒しして、緩和縮小ペースを加速させることを示唆した。

パウエル議長の考えは、オミクロン株の出現による景気低迷よりもインフレ高進懸念を重視し、インフレ抑制の政策スタンスをより強化することにあるとみられている。

議会議証言の直後は、NYダウ、米国債ともに相場が急落、市場金利が上昇したが、金利上昇は一時的なものとの指摘もある。資産購入額の縮小は「アクセル」を弱めるに過ぎず、FRBの資産購入とバランスシートの拡大、すなわち金融緩和政策はまだ維持されるからだ。問題は資産購入縮小ペースの前倒しの結果、「ブレイキ」すなわち利上げ予定がどうなるかだ。

今回の議会議証言前は、オミクロン株の出現で、利上げが先送りになるとみていた市場関係者もいた。ただ、パウエル議長の議会議証言はインフレ懸念を強調したもので、この予測の支援材料とはなっておらず、むしろ、パウエル議長の考え方に沿えば、感染再拡大は供給制約要因、縮小は需要拡大要因で、いずれにしてもインフレ高進材料となる。

新型コロナウイルスの感染拡大動向は、利上げに対して中立との見方もある。債券・金利市場は、利上げ前倒しのシナリオをどこまで織り込むのかを探る展開が続くそうだ。

証券

オミクロン・ショックの到来

11月末、南アフリカから伝えられた1つの情報で、世界の株式市場は震撼した。強力な感染力を備えた「オミクロン株」の発生が公表されたからである。現時点で、重症化率、致死率などは不透明だが、経済活動の規制再強化が懸念される。

世界の株価リーダーのNYダウは、11月上旬に市場最高値に達していたが、オミクロン株への懸念が強まると、日経平均と下落率が同程度の6%台となり、独仏英など欧州主要国の株価も大幅に下落した。他方、中国、韓国、台湾などアジア主要国の株価下落率は欧州各国に比べ小幅であり、なかでも中国は1%弱の下落におさまっている。

新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかかっていない国もあるが、ワクチン接種に伴い、重症化率、死亡率が低下しており、以前に比べて危機感は弱まっていたなかで、強い感染力を有するオミクロン株が出現したことは、ショックであった。ただ、その脅威のレベルの判断には時間がかかるため、入国制

限措置を取る国も出てきたが、ただちに国内の経済・社会活動の再規制へ動く国はまだないようだ。

なお、オミクロン株中心のコロナ禍と並ぶ株式市場のリスクは、米国のインフレ進行と米FRBの金融政策の展開であることは繰り返し指摘してきた。そして、インフレ動向を大きく左右するのが原油価格であり、原油価格はOPEC（石油輸出国機構）の生産計画によって大きな影響を受ける、という構造が世界経済にはでき上がっている。

オミクロン株の出現に伴い、OPECはすぐに集まって会議を開いた。会議では増産か、減産か、大きな方針の変更はなかったが、株式市場に石油価格、インフレも景気次第であることを示したとの見方もある。

他方で、オミクロン株の影響はまだ出尽くしたとはいえないが、その影響を控えめにみる動きもあり、これから年末に向かつて世界の株価は底値固めから上向きに転じていくような展開を期待する声もある。